

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改めます。

平成22年2月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

第2項中第15号を削り，第16号を15号とし，第17号から第24号までを1号ずつ繰り上げます。

附 則

この公告は，平成22年3月1日から施行します。

(交通局企画総務部財務課)